

第2号様式(第10条関係)

令和 6 年 7 月 23 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 仲田 弘毅



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 仲田 弘毅

1 収入 政務活動費 450,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	17,220	琉球新報 沖縄タイムス
事務所費	120,682	事務所家賃 電気料金 水道料金
事務費	58,415	電話・インターネット料金 携帯電話 コピー機使用料
人件費	240,993	賃金
合計	437,310	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 12,690 円

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	沖縄タイムス4月~5月分(3,075×2)	6,150	全額	6,150
7/16	沖縄タイムス6月分	3,075	24/30	2,460
毎月払	琉球新報4月~5月分(3,075×2)	6,150	全額	6,150
7/5	琉球新報6月分	3,075	24/30	2,460
資料購入費 充当合計		/	/	17,220

充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

資料購入費

お問い合わせ番号: 2102-00228375
領収書 No: 32179381
2024年 4月分 領収書
仲田 弘毅 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税)	227円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円

※上記の金額を、
領収致しました。

☎ 沖縄タイムス
販売店 与那城
(事業者番号 T
TEL 978-8865
店主 瑞慶寛 和美

領収日
5/15

4月分

お問い合わせ番号: 2102-00228375
領収書 No: 32322062
2024年 5月分 領収書
仲田 弘毅 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税)	227円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円

※上記の金額を、
領収致しました。

☎ 沖縄タイムス
販売店 与那城
(事業者番号 T
TEL 978-8865
店主 瑞慶寛 和美

領収日
6/17

5月分

お問い合わせ番号: 2102-00228375
領収書 No: 32559584
2024年 6月分 領収書
仲田 弘毅 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税)	227円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円

※上記の金額を、
領収致しました。

☎ 沖縄タイムス
販売店 与那城
(事業者番号 T
TEL 978-8865
店主 瑞慶寛 和美

領収日
7/16

6月分

$$3,075 \times 24/30 = 2,460$$

充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

資料購入費

00174
2024 年 4 月分
与那城西原1

領収証

000015
021-002-1-1-004312

仲田弘毅

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税別込

上記金額を領収しました。
R6 年 5 月 5 日
ポイントお付けします
ポイント数: 30
T会員 *3454
読者ID

※軽減税率対象 (新聞定期購読)

販売店 与那城二
TEL 098-978-4213
住所 与那城167-2
店主 阪口康子

担当者印

印刷日
2024/04/18

自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈

宛先が間違っている可能性があります

4 月分

00174
2024 年 5 月分
与那城西原1

領収証

000015
021-002-1-1-004312

仲田弘毅

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税別込

上記金額を領収しました。
R6 年 6 月 5 日
ポイントお付けします
ポイント数: 30
T会員 *3454
読者ID

※軽減税率対象 (新聞定期購読)

販売店 与那城二
TEL 098-978-4213
住所 与那城167-2
店主 阪口康子

担当者印

印刷日
2024/05/20

自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈

宛先が間違っている可能性があります

5 月分

資料購入費

充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

00174 領収証 000015
2024年6月分 021-002-1-1-004312
与那城西原1

仲田弘毅

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込6%対象3,075 (内消費税227) /税額80%

上記金額を領収しました。
R6年7月5日
ポイントお付けします
ポイント数:30
T会員 *3454
読者ID

※軽減税率対象(新聞定期購読)

販売店 与那城二
TEL 098-978-4213
住所 与那城167-2
店主 阪口康子

印刷日
2024/06/18

担当者印

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈

6月分

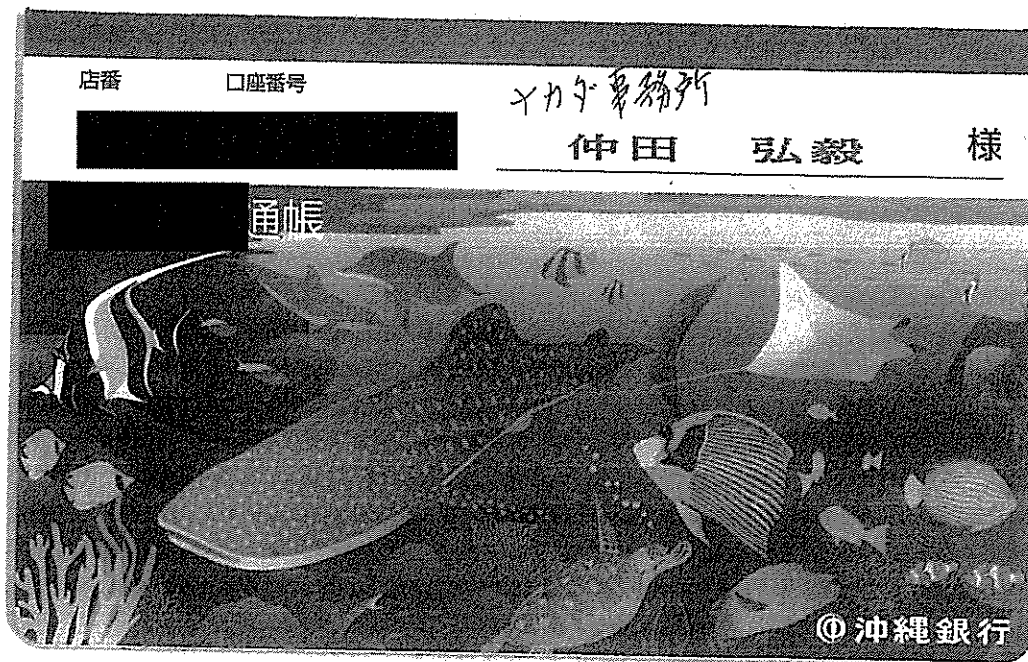
$$3,075 \times \frac{24}{30} = 2,460$$

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所家賃(4~5月分)35,000×2	70,000	全額	70,000
5/20	事務所家賃(6月分)	35,000	24/30	28,000
毎月払	水道料金(4~5月分)1,709×2	3,418	全額	3,418
7/22	水道料金(6月分)1,709	1,709	24/30	1,367
毎月払	電気料金4月分	4,043	全額	4,043
	電気料金5月分	6,821	全額	6,821
6/17	電気料金6月分	8,792	24/30	7,033
事務所費 充当合計				120,682



相当割合:政務活動のみ金額充当

家賃受領証明書

物件名 大山店舗
 部屋番号 001
 入居者名 仲田 弘毅
 処理年 2024

住所 うるま市みどり町4-20-23
 会社名 有限会社 具志川興産
 代表者名 知念 高明
 電話番号 098-9742211

事務所費

請求月	賃料※	共益費※	水道料※	駐車場料※	その他※	更新手数料※	その他2	火災保険料	請求額	入金額	残高	入金日
4月	35,000								35,000	35,000		03/21
5月	35,000								35,000	35,000		04/22
6月	35,000								35,000	35,000		05/20
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
2025年												
1月												
2月												
3月												
合計	105,000								105,000	105,000		

24/30
 家賃
 4月分 ¥28,000

相当割合:政務活動以外が含まれるので察分

水道

6- 5-21 振出 *1,709ウルマサイト"004ツキ 4月分
 6- 6-21 振出 *1,709ウルマサイト"005ツキ 5月分
 6- 7-22 振出 *1,709ウルマサイト"006ツキ

$$1.709 \times \frac{24}{30} = 1,367$$

充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

電気料金領収証 (口座振替用)

仲田 弘毅 様

電気番号 43881- 11-1-5
ご契約種別 従量電灯
令和 6年 4月分

領収金額 4,043 円

料金 3,849 円
再エネ賦課金 194 円

[再掲]
消費税等相当額(10%) 367 円
燃料費等調整額 -2,068.27 円
課税対象額10% 4,043 円
(参考)託送料金相当額 1,816 円

ご使用量 139 kWh

◎上記金額をご指定口座から 4月15日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)
TEL 0120-586-391 (J-Net79-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

4月分

電気料金領収証 (口座振替用)

仲田 弘毅 様

電気番号 43881- 11-1-5
ご契約種別 従量電灯
令和 6年 5月分

領収金額 6,821 円

料金 6,082 円
再エネ賦課金 739 円

[再掲]
消費税等相当額(10%) 620 円
燃料費等調整額 -3,190.58 円
課税対象額10% 6,821 円
(参考)託送料金相当額 2,688 円

ご使用量 212 kWh

◎上記金額をご指定口座から 5月16日に
領収させていただきました。

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)
TEL 0120-586-391 (J-Net79-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

5月分

充当割合:政務活動、以外が含まれるので案分

6 = 6 = 17 振出

*8,792 オキナワテ"ンリヨク" ムツキ

$$8,792 \times \frac{24}{30} = 7,033$$

事務所概要申告票

議員名 仲田 弘毅


1. 物件の所在

住所	うるま市与那城西原1番地	
電話番号	098-978-0111	


2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 仲田 弘毅 

賃貸人 氏名  

住所 

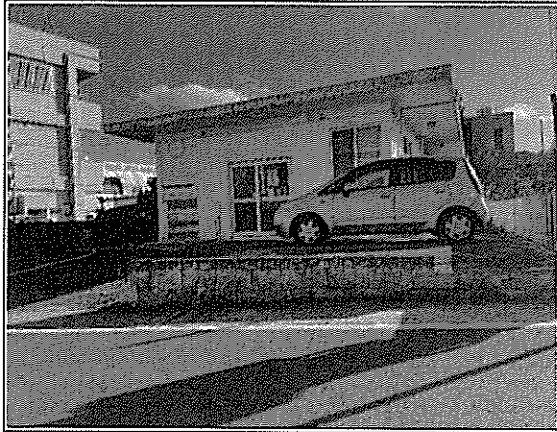
事務所費充当状況申告票

議員名 **仲田 弘毅**

1. 事務所の状況

住所	うるま市与那城西原1番地
----	--------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務活動のみで使用しているため全額充当

(関係経費)

家賃(月額)	35,000	円
その他	0	円
	0	円

(充当額)

家賃(月額)	35,000	円
その他	0	円
	0	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員 **仲田 弘毅**



賃貸借更新書

所在地 うるま市与那城西原1
物件名 大山店舗 号室
賃借人 仲田 弘毅 様

上記物件は、更新事務手数料の受領に伴い
賃貸契約を引き続き継続するものとする。
尚、契約期間を下記の通りとする。

■賃貸借期間 2023年 4月 1日
(2年間) 2025年 3月 末日

2023年 3月 20日 受領致しました。

■更新事務手数料 5,000 円

再発行不可の為、大切に保管下さい。

2023年 3月発行



(有)具志川興産

098-974-4315

建物賃貸借契約書 (営業用)

喜友名店舗

賃貸人



賃借人

仲田弘毅

期間

自 平成 21年 4月 1日

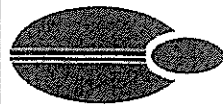
至 平成 23年 3月 末日

家賃 ¥35,000円

敷金 ¥70,000円

共益費 ー 円

駐車場料金 ー 円



(有) 具志川興産

うるま市みどり町4丁目20番23号

TEL 974-4315 FAX 974-4126

賃貸人 XXXXXXXXXX 賃借人 仲田弘毅 は 事務所

下記の条項を承諾の上本契約を締結する。

第1条 (目的貸室の表示)

賃貸人はその所有する下記表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借した。

所在地	うるま市与那城西原1
名称	喜友名店舗
面積	建物 約10坪

第2条 (賃貸借期間)

賃貸借期間は平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 末 日迄の 2 年間とする。

第3条 (更 新)

- ① 期間満了の際は賃貸借人協議の上、更新することが出来る。
- ② 更新の際は更新手数料として(¥5,000 - 円)いただきます。
- ③ 期間満了の1ヶ月前までに賃貸人、賃借人共に相手方に対し何等かの意思表示をしない時は、この契約は同条件にて更に 2 年間更新されるものとする。その後についても同様とする。

第4条 (賃 料)

- ① 家賃は1ヶ月金 ¥35,000 - 円也 共益費金 - 円也
を毎月 20 日迄に翌月分の家賃及びその他の費用を賃貸人の指定する方法で支払うものとする。(振込支払の場合、手数料は賃借人の負担とする。)
- ② 1ヶ月に満たない期間の賃料については1ヶ月を30日として日割り計算で賃料を出す。
- ③ 電気・ガス・水道使用料・電話料・衛生費・その他に必要な費用は賃借人の負担とする。
- ④ 家賃を遅延した場合は遅延損害金 金1,000円也 と請求事務手数料を頂きます。

第5条 (敷 金)

- ① 賃貸人は敷金として家賃の 2 ヵ月分 金 ¥70,000 - 円也 を賃借人から受領した。但し、敷金には利息をつけない。
- ② 借人は契約期間中は敷金をもって家賃その他の費用に充当することはできない。
- ③ 敷金は本契約を解約した場合、退去後の室内確認、清掃費・補修費並びに未払金を精算後、30日以内に返還する。

第6条 (使用目的)

賃借人は本件貸室を次の目的にのみ使用し、これ以外に使用することができない。

使用目的 事務所として

第7条 (増改築の禁止と修繕)

賃借人は賃貸人の書面による承諾なくして、二の増改築、造作加工を行ってはいならない。
 貸室の日常的な修理、(電気、排水のつまり等) 取替え、及び壊った使用による故障の修繕費は賃借人の負担とする。

第8条 (店舗使用に際しての禁止事項)

- ① 賃借人以外の第三者の名義、名称、商号を使用表示すること。(但し、加盟店として第三者へ店舗運営を委託することができる。)
- ② 賃借人の営業に関する関係法令、並びに本件店舗の管理運営に関する関係法令に違反すること。
- ③ 建物の保全に害となること。及び、契約場所以外で営業すること。
- ④ 楽器等を夜間長時間演奏したり、テレビ、ラジオ等の音量を上げて地域周辺に迷惑をかけるいけない。
- ⑤ 悪臭や騒音を発する行為や衛生上有害な行為。
- ⑥ 階段、廊下等の共用部分に物品を放置、又は私物を置いてはならない。
- ⑦ 公序良俗に反する行為、及び近隣に迷惑を及ぼす行為。

第9条 (賠償責任及び現状回復義務)

- ① 賃借人または、同居人及び、関係人が故意または、過失にて建物及び附属設備などを破損、汚損、滅失したとき、賃借人は賃貸人に対して直ちにその旨を通知してその回復に要する損害を賠償しなければならない。
- ② 天災地変などの不可抗力または、火災、漏水、盗難その他の事故により賃借人が被った損害については賃貸人は一切責任を負わない。

第10条 (解約申し入れ)

賃借人は賃貸人に対して本契約の解約を申し入れる時は1ヶ月前に文書にて予告すること。尚、通知が1ヶ月に満たない場合は家賃の1ヶ月相当分を支払いしして解約することが出来る。賃貸人が自己の都合で解約する時には6ヶ月以上の期間を置き賃借人に通告するものとする。

第11条 (契約の解除権)

次の各項に該当する場合には、賃貸人は何等の催告に及ぶ事なく本契約を解除できる。

- ① 本契約に際し、賃借人、連帯保証人の提出した添付書類及び連帯保証人に虚偽があった場合。
- ② 家賃の支払いを2ヶ月以上滞り続けた場合。
- ③ 家賃などの支払いをたびたび遅延し、本契約に於ける信頼関係を著しく害すると賃借人が判断したとき。
- ④ 賃借人の申込時に於ける同居人を賃貸人の書面による承諾を得ないで変更したとき。

- ⑤ 賃借人が賃貸人の書面による事前の承諾なく本物件を第三者に転貸したとき。
- ⑥ 賃借人 一は同居人が反社会的集団(暴力団、暴走族、過激な政治活動集団等)構成員またはこれに準ずるものである場合。または警察当局の介入を生じさせる行為があった場合。

- ⑦ 賃借人が1ヶ月以上行方不明又は無断で本物件から退去したとき。(家財道具等の運搬及び処分に係る全ての費用は賃借人・連帯保証人の負担とする)
- ⑧ 本契約書各条項に違反したとき。

第12条 (家賃の明け渡し)

- ① 賃借人は退去に伴う電気、ガス、水道などの代金精算手続きと鍵の返還を速やかに行うこと。
- ② 賃借人が本物件を明け渡した後に、残置した物品がある時は、その所有権を放棄したものとみなして賃借人は任意にこれを処分することができる。
- ③ 賃借人は明け渡しに際し、その理由名目の如何にかかわらず、移転料、立ち退き料、有益費などの金銭及び物質的要求は一切できない。
- ④ 賃借人は自費を持って破損、汚損などの修繕を行うものとする。
- ⑤ 賃借人は明け渡しに際し、清掃なき場合に於いて賃貸人に実費(最低1万円)を支払うものとする。

第13条 (連帯保証人)

- ① 連帯保証人は、賃借人と連帯してこの契約に基づく一切の債務について履行の責めを負う。
- ② 本契約書第9条により、本契約が更新されたときは、連帯保証人も同期間延長して連帯保証人の責に任ずるものとする。
- ③ 賃貸人に於いて保証人の変更を必要と認める時は、その変更又は追加を求めることが出来る。

第14条 (裁判の合意)

この契約につき万一、訴訟等が生じた時は、賃貸人の居住地裁判所を第一裁判所とすることに賃借人、賃借人とも合意した。

第15条 (家賃の支払い方法)

家賃の支払方法は下記のとおりとする。

- ① 指定日迄に、本人の口座から銀行引き落としとする。
- ② 指定日迄に、(有) 県志川興産 に持参して支払う。又は、(有) 県志川興産 の口座に振り込むものとする。

※家賃の支払い方法は、 / 番とする。

平成24年3月17日

注意

1. 銀行口座よりの自動振替支払いの場合、銀行は毎月20日に引き落とししますのでその前日迄に残高がない場合、銀行は残高不足として処理し引き落としできません。その場合当社に持参されるか、当社の口座に振込込み送金をして下さい。
(振込手数料は借借人負担とする。)

2. (契約後1回目の家賃支払い)
5月分は4月20日に(特参・振替・振込)になります。

◎ (有) 具志川興産振込先口座

振込先	琉球銀行
口座番号	
名義	(有) 具志川興産 代表取締役 知念 富好

(特約事項)

1. 内装、造作物の設置費用は借借人の負担とし、賃貸人・借借人協議の上設置するものとする。
2. 当建物の賃貸借部分は第3者への転貸をおこなってはならない。万一その事実を確認した場合は、無条件で契約解除となる。
3. 借借人は立ち退き料及び内装、造作物、設置設備等の買取請求はしないものとする。
4. 建物の火災保険(借家賠償保険)は、借借人の費用負担で加入するものとし、その証とし、火災保険証券コピーを管理会社に提出するものとする。

賃借人	住所	氏名	電話
賃借人	住所	氏名	電話
連帯保証人	住所	氏名	電話
連帯保証人	住所	氏名	電話
仲介業者	住所	氏名	電話

〒904-2215 沖縄県うるま市みどり町4丁目20番23号
(有) 具志川興産
 神奈川知事(5)第2432号(安藤名十字路)
 代表取締役 知念 富好
 取引主任者
 TEL 098-974-4315
 FAX 098-974-4126

入居後の注意事項

入居時

1. 電気・水道・ガスの使用は、下記宛電話で使用開始の連絡をして下さい。

	画番号	家番号	枝	CD	
電気	沖縄電力				TEL 973-1113
水道	水道局	水栓番号			TEL 975-2201
ガス	ガネコプロパン				TEL 978-2526

- ★ ガスは、ガス会社が必ず本人立会で開栓しますので事前にガス会社に連絡をとって下さい。
 - ★ 水道、ガスの使用開栓の場合、保証金が必要な場合があります。
2. ゴミは、回収日早朝に必ず指定の場所へ出して下さい。
- もえる ゴミ _____ 曜日 _____ 時頃迄
- もえないゴミ _____ 曜日 _____ 時頃迄
- ★ 回収日、回収時間が守られなくゴミが散乱した場合は、入居者で清掃費を負担してもらう場合があります。
 - ★ 共用部分（部屋の前の通路）は、各自で掃き掃除をお願いします。
3. 駐車場における駐車場所、車輪は入居者各自で管理を行って下さい。
4. 車庫証明承諾書は、保証金として10,000円と事務手数料1,000円をいただきます。
5. 入居後、つまりが生じた場合（トイレ、流し台等）3ヶ月以内の場合は賃貸人の負担となり、3ヶ月以降の場合は入居者の負担となります。但し、入居者過失による場合は入居者の負担となります。
6. 入居中に故障等があつて当社に連絡なく、勝手に修理をさせた場合は全額負担となることがありますのでご注意願います。
7. 水道料金で小メーター検針の場合は親メーターとの差額分が出ます。その場合は入居者の負担となります場合があります。
8. 入居後に電話を引かれた場合は（有）具志川興産迄電話番号をお知らせ下さい。

退去時

退去日まで必ず下記の事項を済ませて下さい。

1. 電気・ガス・水道は必ず退去日までに閉栓及び最終料金までの支払いを確実に済ませてください。未払いの場合には敷金返済分より相殺させて頂き1件につき手数料1,000円申し受けます。
2. 退去後当社にて確認しますが、清掃等が不十分な場合ハウスクリーニング代として実費いただきます。
3. ゴミの修理、荷物を残している場合処理代として実費いただきます。
4. 鍵は入居時お渡し済みの鍵を返却下さい。もし紛失及び他の鍵を返却の場合、鍵一式新調致しますので実費負担をお願いします。
5. 郵便局には転居届けを出して郵便物の転送依頼をして下さい。

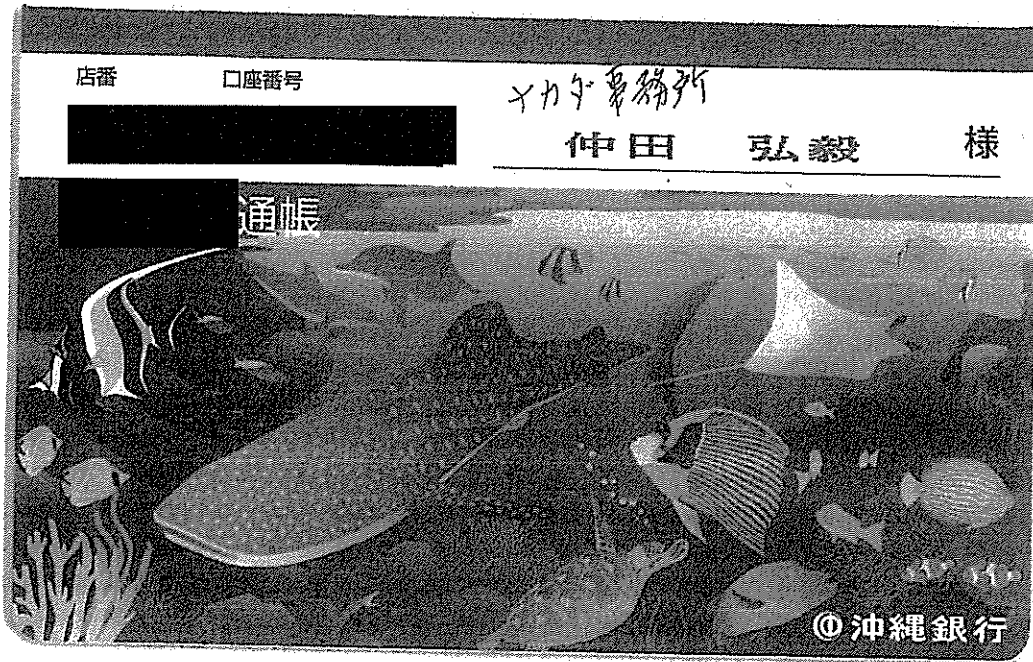
統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/14	電話・ネット回線料 4月分	8,289	全額	8,289
5/14	電話・ネット回線料 5月分	7,711	全額	7,711
6/19	電話・ネット回線料 6月分	7,633	24/30	6,106
6/20	コピー機引き取り料金	14,300	全額	14,300
5/20	コピー機使用料金4月分	3,572	全額	3,572
6/20	コピー機使用料金5月分	3,572	全額	3,572
7/22	コピー機使用料金6月分	3,572	24/30	2,857
4/30	携帯電話4月分	8,622	1/2	4,311
5/31	携帯電話5月分	8,617	1/2	4,308
7/1	携帯電話6月分	8,473	24/60	3,389
事務費 充当合計		/	/	58,415

事務費



充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

受領証

金額 8,289円
(内消費税 754円)

受取人 株式会社H2

請求番号 24041300001005414

払込人 仲田 弘毅 様

上記の金額を受領しました。
 ・金額訂正された払込票はコンビニエンスストア等ではお取扱いできません。
 ・この受領証はお支払いの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙貼付欄
 (C.V.S.等専用)

受領日 2004年5月14日

代行会社:三井住友カード株式会社
(お客様控)

4月分

受領証

金額 7,711円
(内消費税 701円)

受取人 株式会社H2

請求番号 24031324050700005

払込人 仲田 弘毅 様

上記の金額を受領しました。
 ・金額訂正された払込票はコンビニエンスストア等ではお取扱いできません。
 ・この受領証はお支払いの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙貼付欄
 (C.V.S.等専用)

受領日 2004年5月14日

代行会社:三井住友カード株式会社
(お客様控)

5月分

事務費

固定電話

インターネット

充当割合:政務活動、以外が含まれるので案分

受領証

金額 7,633円
(内消費税 694円)

受取人 株式会社H2

請求番号 24051300001005414

払込人 仲田 弘毅 様

上記の金額を受領しました。
 ・金額訂正された払込票はコンビニエンスストア等ではお取扱いできません。
 ・この受領証はお支払いの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙貼付欄
 (C.V.S.等専用)

受領日 2004年6月19日

代行会社:三井住友カード株式会社
(お客様控)

6月分

$$7.633 \times \frac{24}{30} = 6.106$$

事務費

コピー機リース

充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

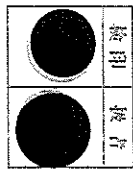
N9 364227

収入印紙

領 収 証

下記の通り正に領収致しました

2015年 6月 20日



〒114-8541 東京都品川区 仲の 事務所 殿

金額									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

税抜金額	2,400.00
消費税額	240.00
税 率	10%
税 額	240.00
税抜金額	
消費税額	

但し 現金・小切手 振込・自動引落 2015年 6月 20日

現金・小切手
(1) 振込・自動引落

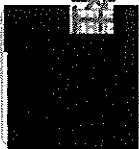
(2) 手 形

(3) 相 殺

住所・支社名 大阪市北区堂島浜2丁目2番28号

TEL 06-4799-4400

リコーリース株式会社
登録番号 T7010601037788



RI346

この領収証は、得意先名及び金額・日付の記載がカーボン複写以外のときは、無効となります。

③

事務費

充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

コピー料金

6- 5-20 振出 *3,572RL)リコーショップ(カ)

4月分

6- 6-20 振出 *3,572RL)リコーショップ(カ)

5月分

充当割合:政務活動以外が含まれるので案分 (6月分)

6- 7-22 振出 *3,572RL)リコーショップ(カ)

$3,572 \times \frac{24}{30} = 2,857$

充当割合:政務活動以外が含まれるので案分 1/2

携帯電話

(4月分)	6- 4-30 振出	*8,622ト"JE ケイアイ	4,311
(5月分)	6- 5-31 振出	*8,617ト"JE ケイアイ	4,308
(6月分)	6- 7- 1 振出	*8,473ト"JE ケイアイ	3,389

$8,473 \times \frac{24}{30} \times \frac{1}{2} = 3,389$

統一様式一①

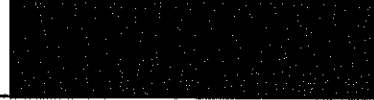
経費区分別支出一覧表

経費区分 人件費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
毎月払	給与4~5月分(85,000×2)	170,000	全額	170,000
	給与6月分	85,000	24/30	68,000
6/21	労働保険料	4,737	その他	2,993
人件費 充当合計				240,993

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(令和 6年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
5月8日	85,000		510	84,490	●	4月分
6月5日	85,000		510	84,490	●	5月分
7月5日	85,000		510	84,490	●	6月分
8月7日						
9月6日						
10月6日						
11月6日						
12月6日						
1月5日						
2月5日						
3月5日						
4月5日						
合計	255,000		1,530	253,470		

令和 6 年度 雇用職員申告票

議員名 仲田 弘毅

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[Redacted]



住所

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員 仲田 弘毅



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

統一様式一⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 6 月 24 日
主な就業場所	うるま市与那城西原 1 番地 県議会議員 仲田事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 9 時から午後 5 時まで (休憩時間 12~13 時まで)
休 日	毎週 火曜日・木曜日・土曜日・日曜日
給与 (賃金)	月給 85,000 円
給与支払日	毎月月末〆切 翌月 5 日支払
支払方法	<u>直接払い</u> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 6 年 4 月 1 日

雇 用 者 氏 名 仲 田 弘 毅



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。


勤務実態申告票

【議員名 仲田 弘毅】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞・資料・インターネット等）	10%
	研修に係るもの ・ 研修会・講習会の準備	10%
	広聴広報に係るもの ・ 広報誌の記事作成 ・ facebookの管理 ・ メールのやり取り	10%
	要請陳情等に係るもの ・ 要陳情先の機関との連絡・調整 ・ 陳情の資料整理	5%
	会議に係るもの 住民・企業会団体との相談会の準備	5%
	資料作成に係るもの ・ 打ち合わせ資料の作成 ・ 議会質問での資料集め ・ 議会質問での原稿の清書	30%
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品の管理 ・ 電話、来客対応、議員への連絡調整 ・ 収支報告書の作成	30%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		0%

令和6年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 仲田 弘毅 

被雇用者 

人 件 費

6月				5月				4月				No.
●	17日		1日	●	17日	●	1日	●	17日	●	1日	2024年 令和6年 9:00~17:00
●	18日		2日		18日		2日		18日		2日	
●	19日	●	3日		19日		3日	●	19日	●	3日	
●	20日		4日	●	20日		4日		20日		4日	
●	21日	●	5日		21日		5日		21日	●	5日	
	22日		6日	●	22日		6日	●	22日		6日	
	23日	●	7日		23日		7日		23日		7日	
●	24日		8日	●	24日	●	8日	●	24日	●	8日	
	25日		9日		25日		9日		25日		9日	
	26日	●	10日		26日	●	10日	●	26日	●	10日	
	27日		11日	●	27日		11日		27日		11日	
	28日	●	12日		28日		12日		28日	●	12日	
	29日		13日	●	29日	●	13日	●	29日		13日	
	30日	●	14日		30日		14日		30日		14日	
	31日		15日	●	31日	●	15日		31日	●	15日	
			16日				16日				16日	
出勤 12日				出勤 12日				出勤 13日				氏 名
欠勤 〇日				欠勤 〇日				欠勤 〇日				
早退 〇日				早退 〇日				早退 〇日				
遅刻 〇日				遅刻 〇日				遅刻 〇日				

納付書・領収証書

取 扱 店 名
沖 縄 労 働 局

※取扱店番号
00075679

労働保険 (労働保険 国庫金)

※取扱店名
労働保険特別会計

0847

厚生労働省 管 轄

令和 6 年度

労働保険番号 47102017570-1000

都道府県 沖縄 支店番号 0106

基幹番号 0106

※CD ※証券受領

※全部 ※一部

現年度5月1日以降 現年度歳入組入

※定年退職(元号:令和49)

元号 19 年 06 月 01 日

納付の目的

1. 令和 年度 期

2. 期首繰上...1 名目(初)期...2 3期...3 4期(従前年度)期...4

3. 令和 年度 確定

※取扱区分

※区内証券受領

内 労働保険料	10 億 7 千 4 百 9 十 万 7 千 1 百 7 十 円
一般拠出金	1 億 2 千 0 百 0 十 円
納付額 (合計額)	11 億 9 千 4 百 7 十 万 7 千 1 百 7 十 円

額収日付等

沖縄銀行 与 勝

6. 6. 21

T-3

(納付者派シ)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は蔵入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

$$4,737 - (1,530) = 3,207$$

$$3,207 \times \frac{1}{3} = 1,069$$

$$1,069 \times 2 + (1,069 \times \frac{2}{30}) = 2,993$$

事業所負担 2,993円

定額制合: 政務活動 のみ全額充当

八 件 費

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

0123456789

事業主控 08 E 0021188
EA147B0042375\$
42A147B0021188#

下記のとおり申告します。

年 月 日

あて先 〒 900-0006

那覇市

おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎3階

沖縄労働局

4zbbc2aq

労働保険特別会計歳入徴収官殿

①労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
47102017570-000					

※各種区分		
管轄(2)	保険関係等	業種(職業分類)
02	111	9416 93

②増加年月日(元号:令和は9)

9-06-27

③事業廃止等年月日(元号:令和は9)

9-06-27

※事業廃止等理由

項5

④常時使用労働者数

1

⑤雇用保険被保険者数

1

※保険関係

項9

※片保険理由コード

項10

種別	算定期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日	まで
労働保険料	18.50				18870
労災保険分	3.00				
雇用保険分	15.50				
一般拠出金	0.02				20

①区分	②保険料算定基礎額の見込額	③保険料率	④概算・増加概算保険料額(②×③)
労働保険料	1020	1800分の18.50	18870
労災保険分		1000分の3.00	
雇用保険分		1000分の15.50	

⑤事業主の郵便番号(変更のある場合記入)

900-0006

⑥事業主の電話番号(変更のある場合記入)

908-2312

⑦延納の申請 結付回数

0

⑧概算有無区分

0

⑨算定対象区分

0

⑩データ指示コード

0

⑪再入力区分

0

⑫修正項目

0

⑩⑫⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

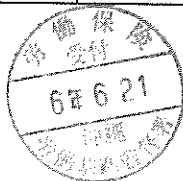
申告済概算保険料額	18,870
増加概算保険料額	0
⑭(イ)-⑭(ロ)	0

⑭(イ)申告済概算保険料額	
⑭(ロ)増加概算保険料額	
⑭(イ)-⑭(ロ)	0

⑮ 期別納付額	(イ) 概算保険料額	(ロ) 労働保険料実当額	(ハ) 不足額	(ニ) 今期労働保険料	(ホ) 一般拠出金実当額	(ヘ) 一般拠出金額	(ト) 今期納付額
第2期	18870			18870		20	18890
第3期							4737

⑯ 加入している労働保険	(イ)労働保険 (ロ)雇用保険	⑰ 特掲事業	(イ)該当する (ロ)該当しない
(イ)所在地	那覇市与那城西原1		
(ロ)名称	仲田事務所		

⑱ 郵便番号	908-2312	⑲ 電話番号	(698) 978-2651
(イ)住所	那覇市勝連平家名1650		
(ロ)名称			
(ハ)氏名	仲田弘毅		



人 件 費

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

係字 0123456789
字体

下記のとおり申告します。

事業主控

年 月 日

あて先 〒900-0006
那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎1号館3階

沖縄労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

32700

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
02	111	9416	93

17-24
6-5-1
6

(なるべく所収の趣旨に即して、やむをえない場合には折り曲げマシンの所で折り曲げてください。)

⑦区分	確定保険料算定内訳
労働保険料	255
労災保険分	18.5
雇用保険分	3
一般拠出金	255

⑧区分	概算・増加概算保険料算定内訳
労働保険料	
労災保険分	
雇用保険分	

労働保険料	255	18.5	4717
労災保険分		3	
雇用保険分		13.5	
一般拠出金	255	0.02	5

消滅

⑩申告済概算保険料額	円
⑪増加概算保険料額 (⑩の(イ)-⑨)	円

⑫期別納付額	第1期又は 第2期	(イ)概算保険料額 (⑤の(イ)+(イ)+次期 以降の円未満端数)	(ロ)労働保険料充当額 (⑥の(イ)(労働保険料分のみ))	(ハ)不足額(⑥の(ハ))	(ニ)今期労働保険料 (⑤の(イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ)一般拠出金充当額 (⑥の(イ)-(一般拠出金分のみ))	(ヘ)一般拠出金額 (⑥の(ハ)-(ホ))	(ト)今期納付額(⑤の(ニ)+(ヘ))
	第2期	円	円	円	0円	円	5円	5円
	第3期	円	円	円	円	円	円	円

⑬加入している労働保険	(イ)労災保険 (ロ)雇用保険	⑭特掲事業	(イ)該当する (ロ)該当しない	⑮郵便番号	904-2312	⑯電話番号	(098)978-2651
⑰事業主	(イ)所在地	うるま市牛那城西原1		(イ)住所 (法人のときは 登記上の住所)	うるま市勝連平安名1650		
	(ロ)名称	仲田事務所		(ロ)名称	仲田事務所		
				(ハ)氏名 (法人のときは 代表者の氏名)	仲田弘毅		



人件費